

佐伯市公告第 102 号

令和 8 年度佐伯市総合運動公園遊具広場改修工事公募型プロポーザルの実施について

令和 8 年度佐伯市総合運動公園遊具広場改修工事に関する公募型プロポーザルを次の要領において実施するので公告する。

令和 8 年 9 月 28 日

佐伯市長 富高 国子



1 工事の概要

(1) 工事名

令和 8 年度佐伯市総合運動公園遊具広場改修工事

(2) 発注方式

本工事は、遊具等の実施設計、製作及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式とし、契約の相手方となる事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

(3) 工事内容

複合遊具等の実施設計、製作及び設置工事一式(基礎工事、休憩施設及び造成工事を含む。)

※ 詳細については、「令和 8 年度佐伯市総合運動公園遊具広場改修工事公募型プロポーザル実施要領」(以下、「実施要領」という。)及び「令和 8 年度佐伯市総合運動公園遊具広場改修工事要求水準書」(以下、「要求水準書」という。)による。

(4) 工期

契約締結日の翌日から令和 9 年 7 月 30 日(金)まで

(5) 施工場所

佐伯市大字長谷 佐伯市総合運動公園内(佐伯市総合運動公園遊具広場)

(6) 工事見積上限額

117,800,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、「実施要領 3 参加資格」に定める参加資格要件を全て満たす者とする。

3 プロポーザルの公告及び実施要領等の公表

(1) 公表開始日

令和 8 年 9 月 28 日(月)

(2) 公表方法

佐伯市公式ホームページに掲載する。

(3) 公表資料

ア 実施要領

イ 要求水準書及び参考資料①～⑤

ウ 評価基準書(別紙資料1)

エ 各種様式集

4 参加表明書等の提出

(1) 提出期間

令和 8 年 9 月 28 日(月)から令和 8 年 10 月 14 日(水) 17 時まで

(2) 提出書類及び提出方法

実施要領に定めるところによる。

5 参加資格・参加表明書等に関する質問

(1) 受付期間

令和 8 年 9 月 28 日(月)から令和 8 年 10 月 5 日(月) 17 時まで

(2) 質問書の回答期限

令和 8 年 10 月 9 日(金)まで

※ 質問方法その他必要な事項については、実施要領に定めるところによる。

6 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格要件を満たしていると認められた者に対し、参加資格審査結果通知書及び企画提案書提出要請書を送付する。

(1) 参加資格審査結果通知書及び企画提案書提出要請書の送付

令和 8 年 10 月 19 日(月)まで

(2) 企画提案書に関する質問書の受付期間

企画提案書提出要請書受領日から令和 8 年 11 月 11 日(水) 17 時まで

(3) 質問書の回答期限

令和 8 年 11 月 16 日(月)まで

(4) 企画提案書提出期限

令和 8 年 11 月 19 日(木) 17 時まで

7 審査及び優先交渉権者の選定

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーション・質疑応答について、「令和 8 年度佐伯市総合運動公園遊具広場改修工事事業者選定委員会」において審査を行い、優先交渉権者及び次点候補者を選定する。

※ 審査方法その他選定に関する詳細は、実施要領及び評価基準書に定めるところによる。

8 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の作成及び提出その他本プロポーザルに関し必要な事項については、実施要領及び要求水準書による。

9 問い合わせ先

佐伯市教育委員会 体育保健課 スポーツ振興係

〒876-0853

大分県佐伯市中村東町 6-9 佐伯教育市民ホール「まな美」

電 話 0972-22-4062

FAX 0972-22-3912

メール taiku@city.saiki.lg.jp